

自家消費型太陽光発電等導入費補助金

補助事業実施の手引  
(平成29年度第3次受付版)

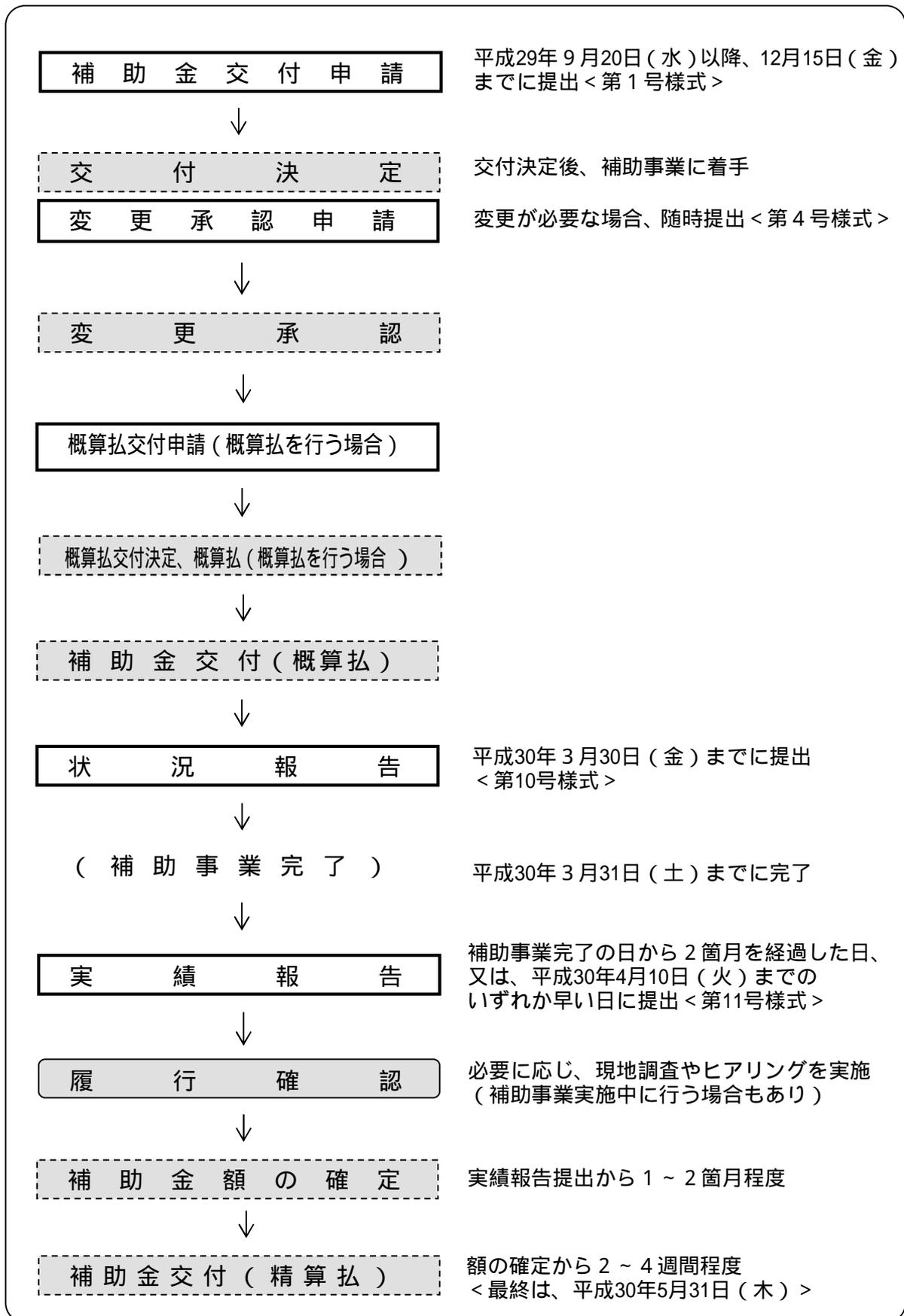
平成29年9月

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

---

1	年間スケジュール(平成29年度第3次受付分)	1
2	事業の概要について	2
	(1) 事業の目的	
	(2) 補助対象となる事業等	
3	補助金交付に係る基本的手続	6
	(1) 交付申請	
	(2) 交付決定	
	(3) 状況報告	
	(4) 実績報告	
4	補助金交付に係る特別な手続(変更、中止、廃止等)	9
	(1) 補助事業の変更	
	(2) 補助事業の中止	
	(3) 補助事業の廃止	
5	補助対象経費	11
	(1) 補助対象経費・補助対象外経費の分類	
	(2) パワーコンディショナと蓄電池が一体となった蓄電システムの取扱	
	(2) 補助対象経費の支払方法	
6	補助事業における利益等排除の考え方	13
7	補助金の交付	13
	(1) 精算払	
	(2) 概算払	
8	補助金交付の条件	13
9	財産の管理及び処分	13
10	補助金の経理書類の整備等	14
	(1) 経理書類の保存期間	
	(2) 経理証拠書類の整理・保管	
	(3) 経理証拠書類の綴り方	
11	質問受付	16
	(1) 受付期間	
	(2) 受付方法	
	(3) 回答方法	
	【参考】神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱	17

1 年間スケジュール（平成29年度第3次受付分）



…… 書類の提出が必要なもの

…… 調査のため、県が事業実施地等にお伺いするもの

…… 事務手続で、県において処理を行うもの

## 2 事業の概要について

### (1) 事業の目的

自家消費型太陽光発電等導入費補助金は、県内に自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を設置する事業に要する経費の一部を補助することによって、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を図るとともに、エネルギーの地産地消を促進することを目的としています。

本補助事業は、「神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」に基づき実施しますので、補助金の交付を申請される方は、要綱と合わせて内容を十分に理解した上で手続きを行ってください。

「自家消費型の再生可能エネルギー発電設備」とは、自ら再生可能エネルギー発電設備を設置し、当該設備から得たエネルギーを自ら（当該設置施設において）消費することを目的とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定）を受けない発電設備とします。



交付申請は、平成29年度の予算額（2,500万円）の範囲内で、先着順により受け付けます。交付申請期限（平成29年12月15日（金））に関わらず、予算額を超える申請があった時点で、受付を終了します。

### (2) 補助対象となる事業等

#### ア 補助対象となる事業の内容（要綱第2条、第3条）

補助金の交付対象となるのは、次の要件に適合する事業になります。

#### (ア) 太陽光又は風力を利用する自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（未使用品に限る）を県内に設置する事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定）を受けないことも要件となります。

#### (イ) リース又は割賦（以下「リース等」という。）により実施する場合は、リース等事業者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備のリース又は割賦を行う者）が、リース等使用者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備を設置して使用する者）から領収するリース料又は割賦料の元本相当額について、補助金相当分を減額している事業

「リース」とは、事業者が自家消費型の再生可能エネルギー設備を購入して使用者に使用させ、代金を設備の販売会社に支払い、使用者から購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収することをいいます。なお、本補助事業においては、契約期間中の中途解約を原則禁止するとともに、17年以上の契約期間を設定しているものに限りします。

#### (ウ) 国や県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けていない（今後の交付予定を含む）事業

本補助金と、環境省が交付する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業費に係る補助金）」を併用することはできません。

#### イ 補助対象となる設備（要綱第3条）

補助金の交付対象となる設備は、次のとおりとします。

再生可能エネルギー発電設備の種類	要件
太陽光発電設備	発電出力が10kW以上であること 太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方とします。
風力発電設備	単機の発電出力が1kW以上であること
太陽光発電設備・風力発電設備	合計の発電出力が10kW以上で、風力発電設備の単機の発電出力が1kW以上であること

太陽光発電設備の発電出力は、少数点未満の端数を切り捨てます。

蓄電システムの導入に係る費用は補助対象外となりますが、「蓄電システム導入費補助金」と併用することが可能です。

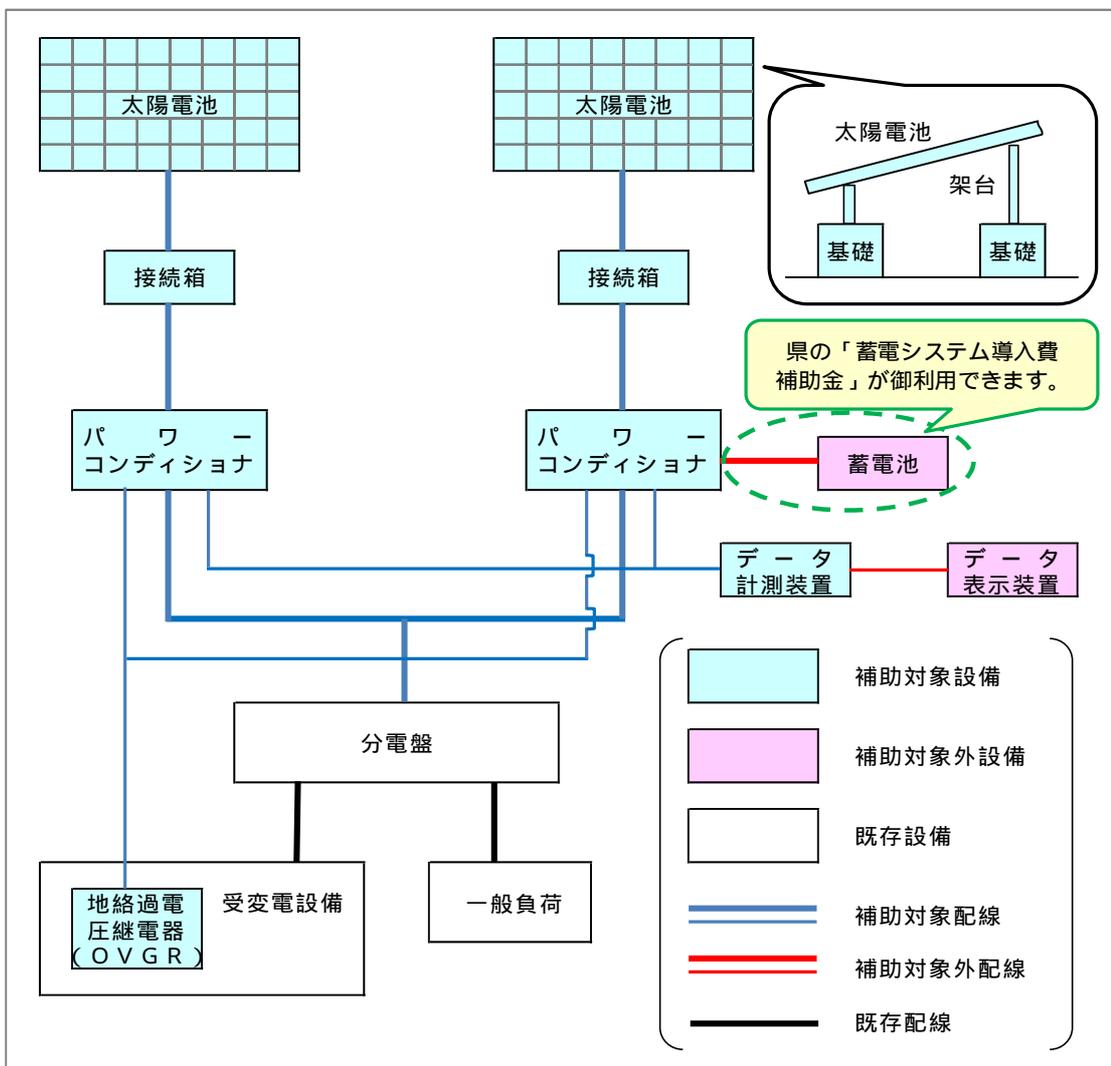
平成29年度の募集（後期）は平成29年10月2日（月）から受付を開始します。

また、パワーコンディショナと蓄電池が一体となった蓄電システムを導入する場合は、「5(2) パワーコンディショナと蓄電池が一体となった蓄電システムの取扱」を参照してください。

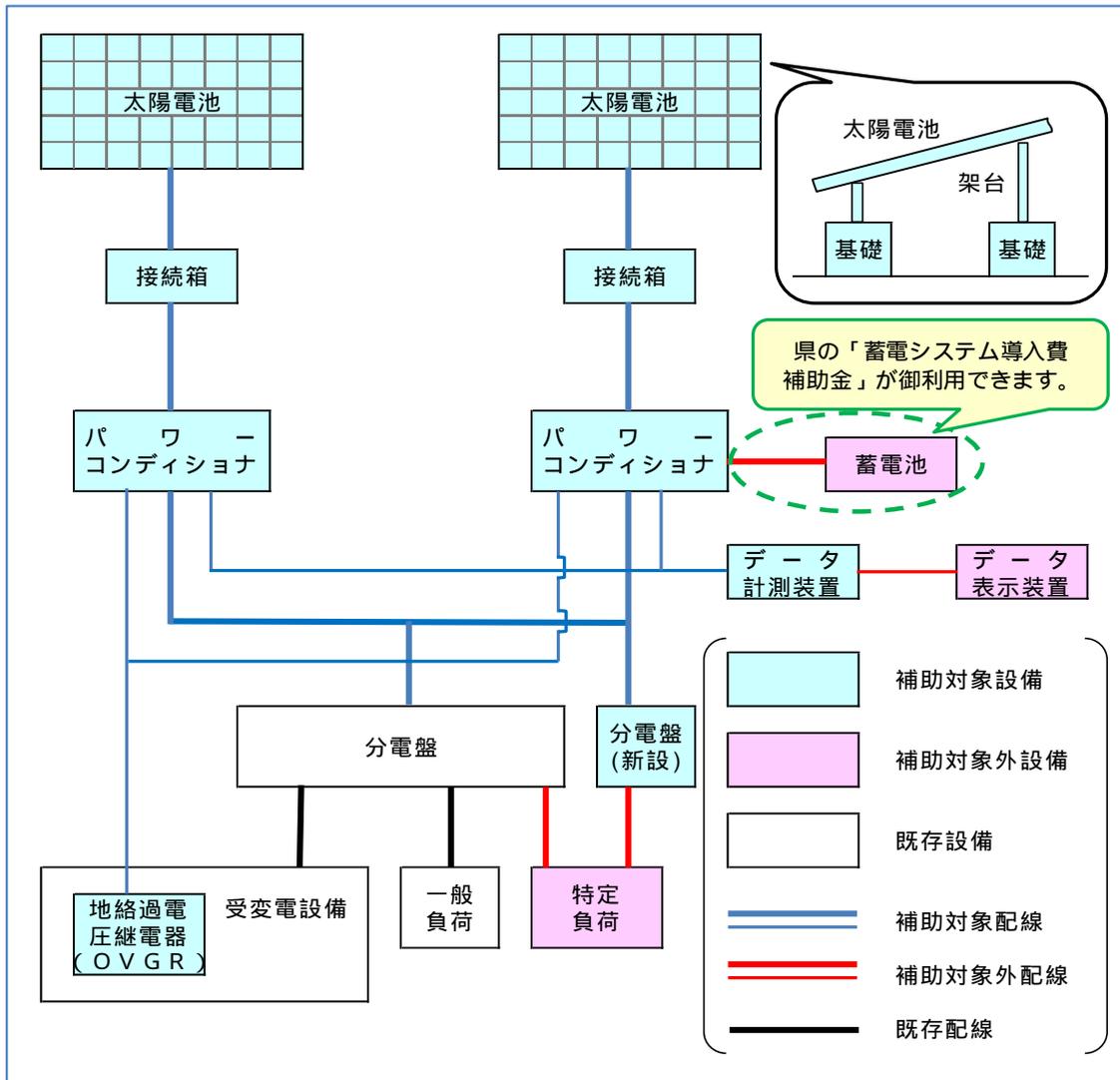
<参考>

補助対象となる設備の概略図（太陽光発電設備の例）

特定負荷（災害対応用の機器及び配線）を設置しない場合



特定負荷（災害対応用の機器及び配線）を設置する場合



太線は電気配線、細線は通信配線を表します。

交付申請の際、機器配置図、システム系統図及び単線結線図を添付して提出していただきますが、上図の様に、補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料としてください。

ウ 補助対象となる事業者（要綱第4条）

補助金の交付対象となるのは、補助対象となる自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を所有する者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とします。

要件	
(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること	
ア	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）の要件を満たす民間企業
イ	青色申告を行っている個人事業主
ウ	独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
ク	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
(4) 次の申立てを行っていないこと。
ア 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て
(5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
(6) 中小企業者、青色申告を行っている個人事業主、学校法人、一般社団法人及び一般財団法人の場合は、過去2年間の経常収支が赤字でないこと。
(7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
(8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
ア 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第3号に定める暴力団員又は第5号に定める暴力団経営支配人と認められること。
イ 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所を言う。）の代表者をいう。）が、神奈川県暴力団排除条例第2条第4条に定める暴力団員等と密接な関係な関係を有していると認められること。

なお、リース等により本補助事業を実施する場合は、リース等使用者が表のすべての要件を満たし、かつ、リース等事業者が表の(2)から(10)に係るすべての要件を満たしている必要があります。また、補助金の交付を受ける者はリース等事業者とします。

## エ 補助対象となる経費（要綱第5条、別表1）

補助金の交付対象となる経費は、「5 補助対象経費」を参照してください。

## オ 補助金額の算出方法（要綱第6条）

補助金額は、次の(ア)又は(イ)で算出した額のうち、いずれか低い額を限度とします。

(ア) 補助対象経費の合計額に1/3を乗じた額

(イ) 太陽光発電設備の場合、発電出力に1kW当たり9万円を乗じた額（薄膜太陽電池の場合、発電出力に1kW当たり20万円を乗じた額とします。）

「薄膜太陽電池」は、次のいずれかの要件を満たす太陽電池とします。  
神奈川県では、太陽光発電の普及に向けて、様々な用途に設置できる薄膜太陽電池の導入を支援していることから、補助金額を優遇します。

発電セルは、半導体層が10μm以下であること。

モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること  
荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg/m<sup>2</sup>以下であること。



薄膜太陽電池の導入事例は、県のホームページに掲載しています。

神奈川県 薄膜太陽電池 検索

< 補助金額の算出方法の例 >

- 例 1 : 太陽光発電設備 (20kW、480万円) を設置する場合の補助金額  
 (ア) による算出額  $480\text{万円} \times 1 / 3 = 160\text{万円}$   
 (イ) による算出額  $20\text{kW} \times 9\text{万円} / \text{kW} = 180\text{万円}$   160万円
- 例 2 : 太陽光発電設備 (20kW、600万円) を設置する場合の補助金額  
 (ア) による算出額  $600\text{万円} \times 1 / 3 = 200\text{万円}$   
 (イ) による算出額  $20\text{kW} \times 9\text{万円} / \text{kW} = 180\text{万円}$   180万円
- 例 3 : 薄膜太陽光発電設備 (15kW、900万円) を設置する場合の補助金額  
 (ア) による算出額  $900\text{万円} \times 1 / 3 = 300\text{万円}$   
 (イ) による算出額  $15\text{kW} \times 20\text{万円} / \text{kW} = 300\text{万円}$   300万円  
 【薄膜太陽電池の優遇】
- 例 4 : 風力発電設備 (10kW、1,200万円) を設置する場合の補助金額  
 (ア) による算出額  $1,200\text{万円} \times 1 / 3 = 400\text{万円}$

### 3 補助金交付に係る基本的手続

補助事業を実施するに当たって必要となる、補助金交付申請から実績報告までの基本的な手続は以下のとおりとなりますので、手続に際し、参考としてください。

なお、各手続において書類の提出が義務付けられていますが、これらの書類の提出に当たっては、定められた期限を必ず厳守してください。



書類を提出する際には、代表者の役職名と氏名を必ず記載し、代表者印（社判は不可）を押印してください。

#### (1) 交付申請（要綱第7条、第1号様式等）

##### ア 交付申請期限

平成29年12月15日（金）までに補助金交付申請を行ってください（期限厳守）。

交付申請は住所地を同じくする1施設ごとに行い、1つの交付申請に住所地の異なる複数の施設交付申請を含まないようにしてください。



交付申請は、平成29年度の予算額（2,500万円）の範囲内で、先着順により受け付けます。交付申請期限（平成29年12月15日（金））に関わらず、予算額を超える申請があった時点で、受付を終了します。

##### イ 必要書類

交付申請に当たっては、交付申請者の法人区分などに応じて次の書類を提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式	交付申請書	
第1号様式別紙1	補助対象経費の内訳書	「5 補助対象経費」に基づき、見積書の経費を補助対象経費と補助対象外経費に分類してください。
添付資料	補助事業の実施に係る見積書	

添付資料	リース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す契約書の案等	補助事業をリース等により実施する場合に提出してください。 リース料等が決定している場合は、リース料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる計算書を提出してください。 なお、契約締結は事業着手となりますので、契約締結前の案としてください。
添付資料	再生可能エネルギー発電設備等に係る仕様書	設置する設備や機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できる書類を提出してください。
添付資料	再生可能エネルギー発電設備設置場所の周辺地図	
添付資料	再生可能エネルギー発電設備の設置図 (機器配置図、システム系統図及び単線結線図)	電力の流れが確認でき、また、補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料としてください。
添付資料	補助事業の実施に係る工程表	補助事業の着手日(補助事業に係る契約の締結予定日)から完了日(補助対象設備の引渡し日又は補助事業に係る支払日のいずれか遅い予定日)までの工程が確認できる書類を提出してください。
添付資料	補助金の振込口座情報 (金融機関・口座名義・口座種別・口座番号が記載されたもの)	任意様式ですが、口座名義にフリガナを記載し、代表者印を押印してください。
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	本様式及び本様式に附属する添付資料については、補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出してください。
添付資料	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は寄附行為等の原本	法人の場合に種別に応じて提出してください。 法律により直接設立された法人の場合は設立の認可証等(写し)を提出してください。
添付資料	青色申告者であることを証明する書類(写し)の直近1年分	個人事業主の場合に次のいずれかの書類を提出してください。 税理士、会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明書(任意様式) 税務署の受領印が押印された確定申告書B及び所得税青色申告決算書(写し) マイナンバーの記載箇所は黒塗りしてください。 個人事業税の納税通知書(写し)
添付資料	補助対象者の定款(写し)	
添付資料	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	中小企業者に該当する場合に税務署の受領印が押印された給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写し)を提出してください。なお、商業登記簿謄本で確認できる場合は不要です。

添付資料	貸借対照表の直近2年分	
添付資料	損益計算書の直近2年分	
第1号様式別紙3	誓約書	
第1号様式別紙4	共同申請同意書	補助事業をリース等により実施する場合に提出してください。
添付資料	その他知事が必要と認める書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

添付資料については、確認箇所がわかりやすい様にマーカーで配色してください。

#### ウ 提出方法等

必要書類1部を郵送により送付してください（宛先は巻末のとおりです。）

#### (2) 交付決定（要綱第8条）

県は、交付申請を受けた後、補助事業の内容を審査し、補助金額を定めた上で第2号様式により交付決定を行います。

補助事業は、交付決定後に着手してください。交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象となりませんので注意してください。

なお、「着手」とは、設計又は工事などの契約を締結したときになります。ただし、交付申請書の提出前までに契約を締結することを県が認めた場合においては、設計又は工事などを開始したときになります。

#### (3) 実施状況報告（要綱第13条、第10号様式）

平成30年3月30日（金）までに、平成29年度予算の交付決定を受けた補助事業の進捗状況について、第10号様式により報告してください（複数の交付決定を受けている場合、交付決定ごとに状況報告を行ってください。）

なお、状況報告の日が(4)の実績報告の日以後となる場合は、状況報告を省略することができます。

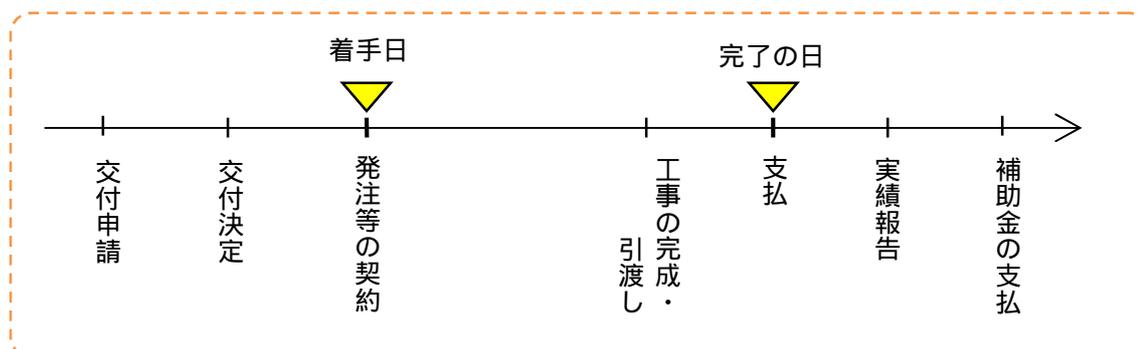
また、必要に応じ、現地調査を行う場合があります。さらに、本報告以外に、別途、状況報告を求める場合がありますので、予め御了承ください。

#### (4) 実績報告（要綱第16条、別表3、第11号様式等）

##### ア 報告期限

補助事業完了の日から2箇月を経過した日又は平成30年4月10日（火）のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください（期限厳守）。

なお、「完了」とは、代金の支払を済ませ、目的物の引渡しを終えている状態を指し、「完了の日」は、又はのうち遅い日になります。



## イ 提出書類

実績報告に当たっては、次の書類を提出してください。

様式番号等	提出書類	備考
第11号様式	実績報告書	
第11号様式別紙	補助対象経費の内訳書	「5 補助対象経費」に基づき、見積書の経費を補助対象経費と補助対象外経費に分類してください。
添付資料	補助事業に係る支出を証する書類（写し）	「10(2) 経理証拠書類の整理・保管」に基づき、提出してください。
添付資料	リース等契約書（写し）及びリース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類	補助事業をリース等により実施する場合に提出してください。 リース料等から補助金相当分が減額されていることを証明できる計算書を提出してください。
添付資料	設置場所及び再生可能エネルギー設備の外観が確認できる写真	設置した設備の全景及び太陽光パネルの枚数やパワーコンディショナ等の附属設備の型式が確認できるカラー写真を提出してください。
添付資料	実際の再生可能エネルギー発電設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	電力の流れが確認でき、また、補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料としてください。
添付資料	補助事業の実施に係る実際の工程表	補助事業の着手日（補助事業に係る契約の締結日）から完了日（補助対象設備の引渡し日又は補助事業に係る支払日のいずれか遅い日）までの工程が確認できる書類を提出してください。
添付資料	その他、県が必要に応じて提出を指示する書類	県が必要に応じて指示する場合に提出してください。

## 4 補助金交付に係る特別な手続（変更、中止、廃止）

補助金交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更する必要性が生じた場合（補助対象経費の純減を含む）や補助事業を中止・廃止することとなった場合には、以下の手続が必要となります。

### (1) 補助事業の変更（要綱第10条、第11条、第4号様式）

補助事業の内容の変更（1）や費目間の経費配分の変更（2）を行う必要が生じる場合は、第4号様式に変更する内容及び経緯を説明する書類を添えて提出し、県の承認を得なければなりません。承認が得られない場合、変更分に関しては補助対象となりませんので注意してください。

なお、変更が適当であると認めた場合でも、交付決定額を増額することはできません（交付決定額を上回る場合であっても変更申請は必要ですが、交付決定額を増額されません）。

#### 1 補助事業の内容の変更

再生可能エネルギー発電設備の仕様の変更や工法の見直し等に伴い、交付決定通知で通知した金額に変更が生じる場合、第1号様式の「費目名」欄の金額内訳に変更が生じる場合や発電容量が変更になる場合などを指します。

## 2 費目間の経費配分の変更

第1号様式の「費目名」として記載されているものを指します。具体的には、「再生可能エネルギー発電設備費」、「再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費」、「発電量データ収集用モニター設備費」、「設置工事材料費」、「その他設備費」、「調査・設計費」、「設置工事費」、「諸経費」を指します。

なお、第1号様式別紙1の「細目」間の経費配分の変更については、変更申請を要しません。

ただし、次の変更を行う場合に限り、変更申請の必要はありません。

### ア 補助金額が交付決定額から20%以内の減額となる変更

変更前 (交付決定額)	変更後	変更申請の要否
500万円	400万円	不要 $(500 - 400) \div 500 = 20\% \dots \underline{20\%}$
	350万円	必要 $(500 - 350) \div 500 = 30\% \dots > 20\%$
	600万円	必要 ただし、交付決定額は増額されません。

### イ 費目間の経費配分の変更を変更する場合で、変更する金額が費目相互間のいずれか低い額の20%以内となる変更

変更前		変更後		変更申請の要否
費目名	金額	費目名	金額	
再生可能 エネルギー 発電設備費	100万円	再生可能 エネルギー 発電設備費	110万円	不要 $(80 - 70) \div 80 = 14\%$ <u>20%</u>
設置工事費	80万円	設置工事費	70万円	
再生可能 エネルギー 発電設備費	100万円	再生可能 エネルギー 発電設備費	120万円	必要 $(80 - 60) \div 80 = 25\%$ <u>&gt; 20%</u>
設置工事費	80万円	設置工事費	60万円	

## (2) 補助事業の中止（要綱第10条、第11条、第7号様式）

補助事業の見直し等の障害要因により、その執行を一旦取りやめることを「補助事業の中止」といいますが、「補助事業の中止」を行う場合には、第7号様式を提出してください。障害要因が除去され、補助事業が継続できることとなった場合には、引き続き補助事業を実施することができますが、障害要因が除去される見込みが立った段階で県に連絡してください。

なお、障害要因の除去見込が立たない場合には、補助事業の執行の取りやめ(廃止)となりますので、改めて、第7号様式を提出してください。

## (3) 補助事業の廃止（要綱第10条、第11条、第7号様式）

補助事業の継続が不可能となった場合には、補助事業を廃止することとなりますので、速やかに第7号様式を提出してください。



上記(1)～(3)の「変更」「中止」「廃止」が見込まれる場合は、書類を提出する前に必ず県に連絡してください。

## 5 補助対象経費

### (1) 補助対象経費・補助対象外経費の分類（要綱別表1）

補助対象経費は要綱別表1のとおりとなりますが、費目ごとの補助対象・補助対象外の分類については、次の表を参考としてください。

経費の区分	費目	細目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	再生可能エネルギー発電設備費	再生可能エネルギー発電設備	太陽光モジュール、風車などの発電設備	-
	再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	パワーコンディショナ	-	-
		接続ユニット	-	-
		架台（太陽光）	-	-
		タワー（風力発電）	-	-
	発電量データ収集用モニター設備費	発電量データ収集用モニター	発電量データ収集のため必要最小限のモニター	発電量データの収集や発電システムの監視に必要な通信費用
設置工事材料費	配線ケーブル類	-	-	
その他設備費	その他設備	設置工事材料費以外で発電事業に必要な設備	蓄電池、高圧受変電設備（キュービクル）、再生可能エネルギー発電設備の周囲に設置するフェンス	
設置工事費	調査費・設計費	調査費・設計費	再生可能エネルギー発電設備を設置するに当たっての事前調査費用及び再生可能エネルギー発電システムの設計に要する費用	構造計算費用
	設置工事費	設置工事費	再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用（必要最小限の防水工事費を含む）	土地の造成費用、既存の施設を改良（補強）するための費用、既存の設備等を撤去・廃棄するための費用、その他補助対象外の設備を設置するための費用
		電気設備工事費	再生可能エネルギー発電設備の電気配線に要する費用	
		安全対策費	設置工事のための安全対策に要する費用	-
	諸経費	仮設費	設置工事に係る仮設の電気・水道・トイレの施設、機械の運搬費、発生材処分費用など	
		現場管理費	-	
		一般管理費	-	



上記のほか、次の経費については全費目を通じて補助対象となりませんので注意してください。

- 1 交付決定より前に着手した設備購入費等
- 2 公租公課（消費税及び地方消費税を含む（内税の場合は要割り落とし））
- 3 振込手数料、代引手数料等金銭の授受に要する費用
- 4 収入印紙代
- 5 本補助金の交付申請等のための書類作成・送付にかかる費用
- 6 各種保険料
- 7 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

### (2) パワーコンディショナと蓄電池が一体となった蓄電システムの取扱

蓄電池の導入費用が補助対象外経費となるため、パワーコンディショナと蓄電池が一体となっている蓄電システム（以下「パウコン一体型蓄電システム」という。）については、本補助金の補助対象外経費となります。そのため、こうした設備を導入する際は、次の経費を補助対象経費に含めないように注意してください。

ア パウコン一体型蓄電システムに係る設備費及び設置工事費

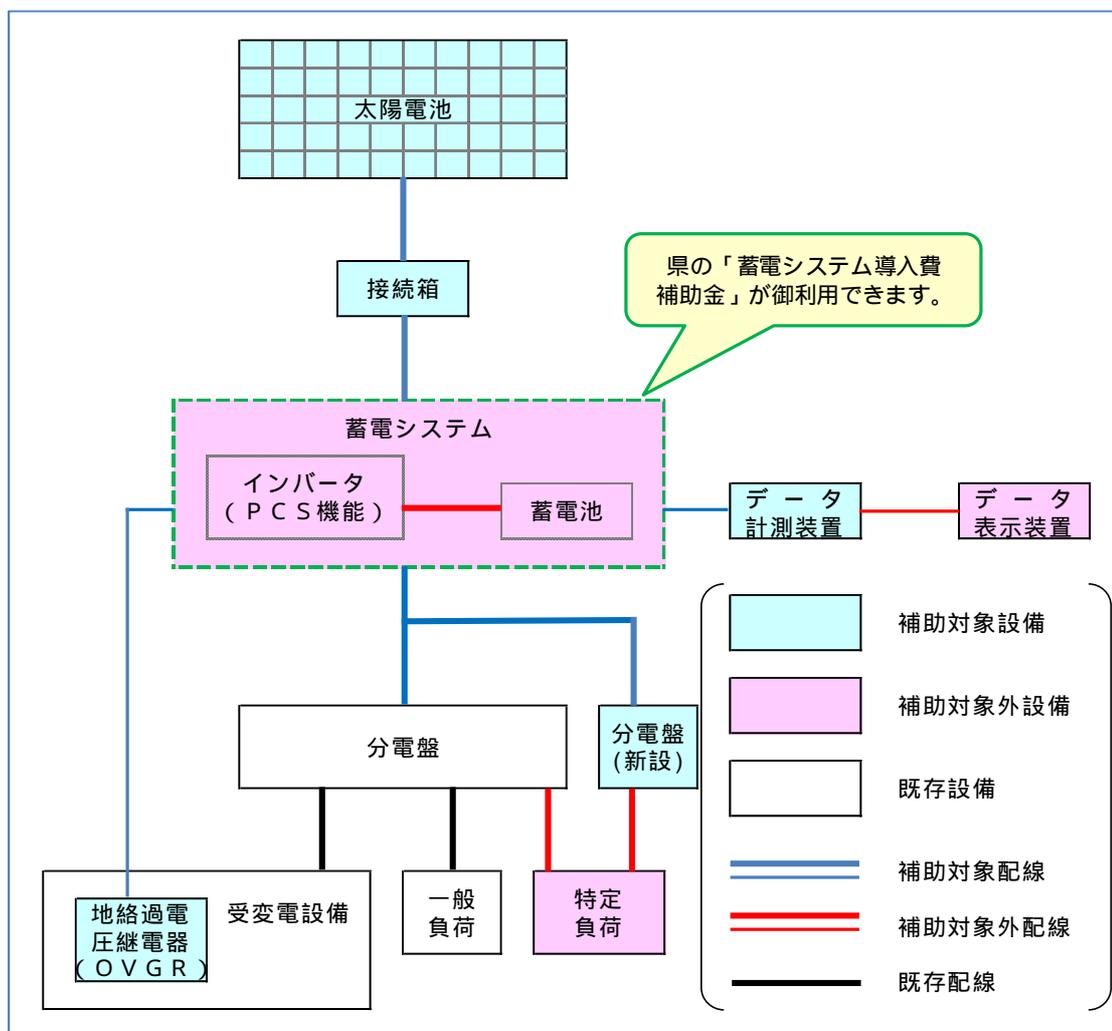
イ アに係る諸経費（諸経費全額に含まれる補助対象外経費を算出して補助対象外経費としてください。）

なお、パワコン一体型蓄電システムを導入する場合に補助対象外経費となるア、及びイの経費については、県の「蓄電システム導入費補助金」の補助対象となります。

「蓄電システム導入費補助金」の内容は、  
ホームページで御確認ください。

神奈川県 蓄電池補助金 検索

### パワコン一体型蓄電システムを導入する場合



### (3) 補助対象経費の支払方法

施工業者等への支払方法は次のいずれかの方法で行ってください。なお、補助対象と補助対象以外の経費をまとめて同一業者に支払う場合や、月毎の特定日に他業者（本補助事業と関係ない業者）への支払も含め金融機関経由で一括して支払う場合には、補助対象となる経費を他と明確に区分するため、補助対象以外の支払に係る経理証拠書類も必要となります。

- ア 現金
- イ 銀行振込
- ウ 手形（裏書譲渡を除く）

次の支払方法は、補助対象となりませんので注意してください。

- 1 外貨払い
- 2 クレジットカードでの支払い
- 3 他の取引との相殺払い
- 4 回し手形（裏書譲渡による支払い）

## 6 補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

## 7 補助金の交付

### (1) 精算払（要綱第18条）

実績報告及び必要に応じ実施する現地調査（以下「実績報告等」といいます。）により補助金の額の確定を行った上で、補助金を精算払します（平成30年5月31日まで）。概算払を受けている場合、実績報告等により補助金の額の確定を行った上で精算（精算払い又は戻入）します。

### (2) 概算払（要綱第18条）

補助金の交付は原則として精算払ですが、工事費等の支払いに応じた支払準備金が不足する恐れがあり、必要があると認めた場合は、概算払をすることができます。概算払を申請する場合は、第13号様式に支払準備金が不足することを証明する書類（金融機関が発行する残高証明書など）を添えて提出してください。

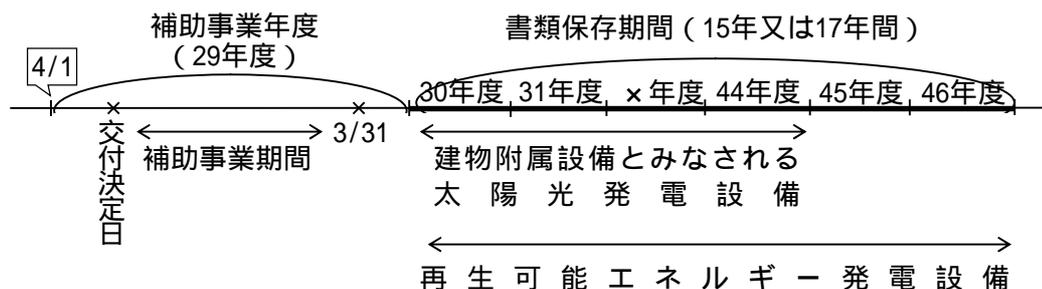
## 8 補助金交付の条件（要綱第10条）

本補助金を活用して自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置した後、県が再生可能エネルギーの普及促進を図るために広報活動などの取組を実施する場合には、協力していただきます（電気代の節減効果に係るPRなど）。

## 9 財産の管理及び処分（要綱第20条、第14号様式）

補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産（以下、「財産」といいます。）を善良な管理者の注意をもって管理し、17年間（建物附属設備とみなされる太陽光発電設備は15年間）保管しなければなりません。

また、やむを得ず処分しようとするときは、予め第14号様式を提出し、その承認を受けなければなりません。承認に基づき財産を処分したときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付（返還）しなければなりません。

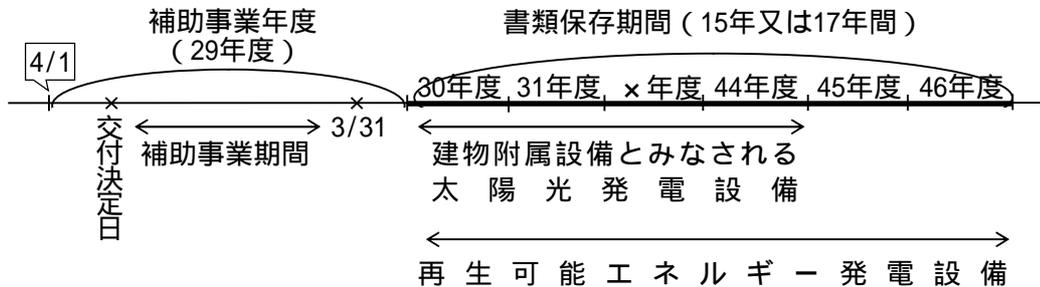


〔 29年度の補助事業については、財産の保管期間は、平成30年度から平成44年度までの15年間又は平成46年度までの17年間。 〕

## 10 補助金の経理書類の整備等

### (1) 経理書類の保存期間（要綱第21条）

補助金に係る経理書類（収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類）は、適切に整理し、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から17年間（建物附属設備とみなされる太陽光発電設備は15年間）適切に保存しなければなりません。



〔 29年度の補助事業については、書類の保存期間は、平成30年度から平成44年度までの15年間又は平成46年度までの17年間。 〕

### (2) 経理証拠書類の整理・保管

物件の購入及び費用の発生に当たって、次の伝票類等を整備してください。また、状況報告書及び実績報告書にそのコピーを添付していただきます。

<input type="checkbox"/>	見積書
必須 <input type="checkbox"/>	契約書（契約書を作成しない事務用消耗品の購入等については発注書） 必ず契約締結日を記載してください。 発注書の原本を受注者に送付する場合、写しを取っておいてください。 原則として契約書を作成してください。
必須 <input type="checkbox"/>	納品書
<input type="checkbox"/>	検収書（検収を行い、検収書を作成する場合）
必須 <input type="checkbox"/>	請求書
必須 <input type="checkbox"/>	支払いを証する次の帳票等
	ア 現金払いの場合
必須 <input type="checkbox"/>	領収書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施工業者等が発行</span>
	イ 銀行振込の場合（ ）
必須 <input type="checkbox"/>	振込依頼(受領)書（振込一覧表） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補助事業者が金融機関に発行依頼した書類</span>
<input type="checkbox"/>	通帳又は当座勘定照合表など、銀行発行の支払いを証するもの（口座からの引き落としとの照合のため）又はそれと同等と県が認めるもの <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補助事業者及びの施工業者等双方の通帳の写しなど</span>
	振込手数料は補助対象になりません（再掲）。

ウ 手形払いの場合

必須  領 収 書

必須  手形の控え(半券)

必須  通帳又は当座勘定照合表など、銀行発行の支払いを証するもの  
(口座からの引き落としとの照合のため)

支払期日(引落日)は各年度の3月31日以前に限ります(手形の交付日ではありません。)。裏書譲渡によるものは補助対象になりません(再掲)。

契約に際しては、その内容を必ず明らかにしてください。

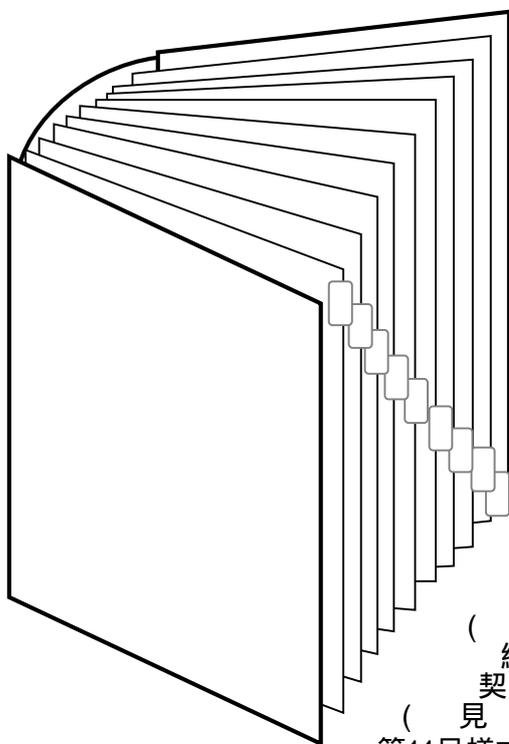
- ・既製品の場合は、メーカー名及び型番等を明記
- ・特注品や工事の施行の場合は、函面や仕様書を添付
- ・「一式」として発注する場合は、その内容の具体的内訳

外国語による伝票類、契約書等については、日本語に翻訳したものを添付してください。

インターネットを利用して取引を行う場合、必須とされた書類の授受が省略されることがあります。その場合は、インターネット上での取引の記録を印刷し、整理・保管してください。

(3) 経理証拠書類の綴り方

交付決定毎に、要綱別表の補助対象経費の費目順にファイル化して綴じてください。また、以下に示すもののほか、実績報告書に添付した書類や県が必要に応じて提出を求めた書類についても綴じてください。



交付決定毎

- A 再生可能エネルギー発電設備費
- B 再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費
- C (以下、費目順)

⋮

契約が費目別に分かれていない場合、A、B等の内訳作成する必要はありません。

納品書  
契約書等  
(見積書)

支払いを証する書類  
請求書  
(検収書)

納品書  
契約書等  
(見積書)

第11号様式、第11号様式別紙

B

A



必須とされた書類は必ず作成(受領)し、保管しておいてください。書類が確認できないものについては、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。また、実績報告後の現地調査を行う場合、書類と現物の確認をさせていただきますので、予め御了承ください。

## 11 質問受付

交付申請に係る手続や事業の執行方法などに関する質問は、電話又はメール（問い合わせフォーム）で受け付けます。

問合せ先

### (1) 電話

(045)210-4090

### (2) メール（ホームページの問い合わせフォームから受付）

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?id=1498092612873>

なお、質問と回答の内容は、エネルギー課ホームページに掲載します。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1150600.html>

## 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、県内に自家消費型再生可能エネルギー発電設備を設置する事業に要する経費に対し、神奈川県が予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

#### (1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備

太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）及びその附属設備をいう。

#### (2) リース

契約の名称にかかわらず、使用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して使用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、使用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。ただし、契約期間が17年以上あるものに限る。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、県内に次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備（全て未使用品であることとする。また、住居の用に供する部分で使用するものを除く。以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。ただし、国又は県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けた又は今後交付を受ける予定のある事業を除く。

(1) 太陽光発電設備を設置する場合は、発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が10kW以上であること。

(2) 風力発電設備を設置する場合は、単機の発電出力が1kW以上であること。

(3) 太陽光及び風力発電設備を合わせて設置する場合は、合計の発電出力が10kW以上、かつ、風力発電設備の単機の発電出力が1kW以上であること。

2 太陽光発電設備の発電出力に少数点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助事業をリース又は割賦（以下「リース等」という。）により実施する場合は、リース等事業者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備のリース又は割賦を行う者）は、リース等使用者（リース又は割賦契約に基づき、補助対象設備を設置して使用する者）から領収するリース料又は割賦料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当分を減額しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施し、かつ補助対象設備を所有する者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者(以下「補助事業者」という。)とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)の要件を満たす民間企業

イ 青色申告を行っている個人事業主

ウ 独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

ク 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(4) 次の申立てを行っていないこと。

ア 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立て

(5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(6) 中小企業者、青色申告を行っている個人事業主、学校法人、一般社団法人及び一般財団法人の場合は、過去2年間の経常収支が赤字でないこと。

(7) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(10) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第3号に定める暴力団員又は第5号に定める暴力団経営支配法人と認められること。

イ 役員等(役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準じる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所を言う。)の代表者をいう。)が、神奈川県暴力団排除条例第2条第4条に定める暴力団員等と密接な関係な関係を有していると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると確認した場合は、神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、補助対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人の代表者又は役員の中に、暴力団員に該当する者があるもの

- 3 知事は、補助対象者が補助金の交付申請を行ったとき及び補助金の交付決定を受けた以降に、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 4 知事は、補助事業者が、第2項に該当すると確認したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、補助事業をリース等により実施する場合は、補助金の交付を受ける者及び補助事業者はリース等事業者とする。また、リース等事業者が民間企業及びリース等使用者が第1項第1号の各号に掲げるいずれかの者であることとし、リース等事業者及びリース等使用者の双方について、前4項の規定を適用するものとする。

#### （補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費であって、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項の経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

#### （補助額の算出方法）

第6条 補助額は、前条の規定により算出した補助対象経費の合計額に、3分の1を乗じた額を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業において太陽光発電設備を設置する場合の補助額は、前項の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり9万円を乗じた額のいずれか少ない額を上限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補助事業において次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす薄膜太陽電池を設置する場合の補助額は、第1項の規定により算出した額又は発電出力に1kW当たり20万円を乗じた額のいずれか少ない額を上限とする。
  - (1) 発電セルは、半導体層が10 $\mu$ m以下であること。
  - (2) モジュールは、フレキシブル性を有する又は曲面加工が可能であること。
  - (3) 荷重（架台等に必要な部材を含む）が10kg/m<sup>2</sup>以下であること。
- 4 前3項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### （申請書の提出期日等）

第7条 補助対象者が補助金の交付申請をする場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業をリース等により実施する場合は、リース等事業者及びリース等使用者は共同で申請することとし、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）並びに神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請に関する誓約書（第1号様式別紙3）及びこれらに附属する添付書類については、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出しなければ

ならない。

( 交付の決定 )

第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

( 補助事業の実施 )

第 9 条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の着手は、補助事業の実施に係る契約の締結日とする。ただし、申請書の提出前までに補助事業の実施に係る契約を締結することを県が認めた場合においては、補助事業の実施に係る設計の着手日又は補助対象設備の設置工事の着工日等のいずれか早い日とする。

3 第 16 条第 1 項に規定する実績報告を行う期日にかかわらず、補助事業は補助事業を実施する年度の 3 月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係るすべての支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

( 交付の条件 )

第 10 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費等を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、第 8 条の規定により通知した交付決定額から 20% 以内の減額となる変更又は経費の配分を変更しようとする場合であって、費目相互間のいずれか低い額の 20% 以内の変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(5) 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ってはならない。

(6) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければならない。

( 変更の申請 )

第 11 条 前条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県自家消費

型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更交付（補助事業中止・廃止）不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。なお、状況報告の日が第16条第1項に規定する実績報告の日以後となる場合は、状況報告を省略することができる。

- 2 前項の報告のほか、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取り消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、

その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（実績報告）

第16条 規則第11条の規定による実績報告は、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書（第11号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、事業完了の日から2箇月を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

（補助金の額の確定及び支払い）

第17条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の支払い）

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払いをすることができる。
- 3 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金概算払い交付申請書（第13号様式）を、知事に提出しなければならない。

（補助事業完了後の状況の報告）

第19条 知事は、補助事業完了後も、必要に応じて補助事業者から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

（財産の処分等の制限）

第20条 規則第17条ただし書きの規定により、知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類及び処分制限期間は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限期間
太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)
風力発電設備	17年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産（以下、「補助対象財産」という。）を処分又は補助事業をリース等により実施する場合において、リース等事業者が処分制限期間若しくはリース等契約の期間内に補助対象財産をリース等使用者からの引き上げ（以下「処分等という。」）を行おうとするときは、あらかじめ神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分等承認申請書（第14号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。
- 3 知事は前項の規定により処分等を承認するときは、別に定めるところにより、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から前条第1項に掲げる財産の種類ごとに定める期間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第22条 補助事業者は、所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行、適用する。

別表1 補助対象経費（第5条関係）

区分	内容
設備費	補助対象事業の実施に必要な太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備並びにその附属設備等の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助対象事業の実施に必要な太陽光又は風力の再生可能エネルギー源を利用する発電設備等の設置に要する経費（再生可能エネルギー源を利用する発電設備の設置に向けた設計に要する経費を含む）

別表2 交付申請をする場合に必要書類（第7条関係）

様式番号等	提出書類	備考
第1号様式別紙1	補助対象経費の内訳書	
添付資料	補助事業の実施に係る見積書	
添付資料	リース料又は割賦料の算定に当たり元本相当額から補助金相当分が減額されることを示す契約書の案等	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
添付資料	再生可能エネルギー発電設備等に係る仕様書	
添付資料	再生可能エネルギー発電設備設置場所の周辺地図	
添付資料	再生可能エネルギー発電設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料を提出すること
添付資料	補助事業の実施に係る工程表	
添付資料	補助金の振込口座情報（金融機関・口座名義・口座種別・口座番号が記載されたもの）	
第1号様式別紙2	役員等氏名一覧表	本様式及び本様式に附属する添付資料については、補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者の双方が提出すること
添付資料	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は寄附行為等の原本	法人の場合に種別に応じて提出すること
添付資料	青色申告者であることを証明する書類（写し）の直近1年分	個人事業主の場合に提出すること
添付資料	補助対象者の定款（写し）	
添付資料	中小企業者であることが確認できる書類（写し）	中小企業者に該当する場合に提出すること ただし、商業登記簿謄本で確認できる場合は不要とする
添付資料	貸借対照表の直近2年分	
添付資料	損益計算書の直近2年分	
第1号様式別紙3	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請に関する誓約書	補助事業をリース等により実施する場合、リース等事業者及びリース等使用者双方に係る書類を提出すること
第1号様式別紙4	神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金共同申請同意書	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
添付資料	その他知事が必要と認める書類	

別表3 実績報告をする場合に必要書類（第16条関係）

様式番号等	提出書類	備考
第11号様式別紙	補助対象経費の内訳書	
添付資料	補助事業に係る支出を証する書類（補助対象経費の内訳毎の経理証拠書類の写し）	
添付資料	リース等契約書（写し）及びリース料又は割賦料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類	補助事業をリース等により実施する場合に提出すること
添付資料	設置場所及び再生可能エネルギー設備の外観が確認できる写真	
添付資料	実際の再生可能エネルギー発電設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）	補助対象経費と補助対象外経費が判別できる資料を提出すること
添付資料	補助事業の実施に係る実際の工程表	
添付資料	その他、県が必要に応じて提出を指示する書類	



神奈川県産業労働局産業部  
エネルギー課太陽光発電グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
電 話 (045)210-4090 (直通)  
ファクシミリ (045)210-8845